平成２３年（フ）第９２９号
福岡県中間市岩瀬１丁目28番23号
債務者　山野　直樹
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９４３号
福岡県中間市中尾１丁目８番15―202号
債務者　石川　幸雄
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９４４号
福岡県中間市中尾１丁目８番15―202号
債務者　石川美恵子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８０号
佐賀県唐津市北波多行合野1876番地
債務者　坂本　君子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第４３１号
大分市大字葛木1000番地の７
債務者　宮崎　明美（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４２３号
盛岡市下米内字伊勢沢42番地１
債務者　赤澤真里子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２０９号
福島県岩瀬郡鏡石町旭町192番地２　サン・コーポラス鏡石１号棟204号
債務者　会田　英男
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４６９号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　７号棟202号
債務者　前田　康子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２４号
神戸市長田区高取山町２丁目14番４号　谷文化104号、従前の住所神戸市須磨区高倉台１丁目23番８号
債務者　小坂　章子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２５号
神戸市北区桂木３丁目１番地の１
債務者　寺田　輝代
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１３８号
神戸市中央区山本通２丁目２番１―407号、従前の住所神戸市垂水区下畑町2113番地
債務者　柏尾　亜紀
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１９９号
神戸市須磨区中島町２丁目６番16―1401号
債務者　松下　晃子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３８号
神戸市長田区長田天神町５丁目３番１号
債務者　金田政子こと　金　　判淑
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２４９号
神戸市兵庫区金平町１丁目16番８号　大川方
債務者　大前　真弓
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０号
兵庫県篠山市西木之部１番地２
債務者　村上　忠幸
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
兵庫県たつの市龍野町中井801番地76
債務者　太田　久司
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第４８号
兵庫県たつの市龍野町中井801番地76
債務者　太田　君子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第５５８号
北九州市戸畑区天神１丁目５番５号
債務者　武内　洋造
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部